

愛知県第三者管理協議会設置要綱（案）

平成 30 年 6 月 29 日
愛知県第三者管理協議会
構成員申し合わせ
令和 2 年 5 月 15 日変更

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業に係る第三者管理協議会は、都府県又は市を単位に、以下の内容による要綱をもって、第 1 第 1 項に定める構成員の合意により設置するものとする。

第 1 設置

- 1 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 16 条の 4 第 1 項に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業（以下「本事業」という。）を適正かつ確実に実施するため、愛知県国家戦略特別区域会議（以下単に「国家戦略特別区域会議」という。）の下に、関係自治体（本事業を定めた法第 9 条第 1 項に規定する認定区域計画（以下「認定区域計画」という。）において家事支援活動を行う区域として定められた区域の属する地方公共団体であって、認定区域計画に定められたものをいう。）、内閣府地方創生推進事務局、名古屋出入国在留管理局、愛知労働局及び中部経済産業局により構成する愛知県第三者管理協議会（以下単に「第三者管理協議会」という。）を置く。
- 2 第三者管理協議会には、前項に規定する機関の協議により、必要に応じて、その他の関係機関を構成員として加えることができるものとする。
- 3 第三者管理協議会の事務局は、内閣府地方創生推進事務局の助言の下、関係自治体が務めるものとする。

第 2 役割

第三者管理協議会は、本事業を適正かつ確実に実施するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 特定機関として外国人家事支援人材（家事支援活動を行う外国人で、法第 16 条の 4 第 1 項に基づく政令で定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）を受け入れようとする者が同項に基づく政令で定める基準（以下「特定機関の基準」という。）に適合していることの確認に関すること。
- (2) 特定機関からの報告の受理及び聴取に関すること。
- (3) 特定機関に対する監査に関すること。
- (4) 外国人家事支援人材の保護に関すること。
- (5) 特定機関において外国人家事支援人材の雇用の継続が不可能となった場合の措置に関すること。
- (6) その他、本事業の適正かつ確実な実施のために必要なこと。

第 3 特定機関の基準適合性についての確認

- 1 第三者管理協議会は、特定機関として外国人家事支援人材を受け入れようとする者

から、法第 16 条の 4 第 3 項に基づき定められた国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針（平成 27 年 9 月 9 日内閣総理大臣決定。令和 2 年 3 月 19 日変更。以下単に「指針」という。）第 5 に定めるところにより、特定機関の基準に適合していることの確認を求める申請があった場合において、申請者が特定機関の基準のいずれにも適合していると認めるときは、特定機関の基準に適合していることの確認を行い、その旨を、申請者及び名古屋出入国在留管理局へ通知する。特定機関の基準のいずれかに適合していないと認めるときは、その理由を付してその旨を申請者に通知する。

- 2 前項の規定により行う特定機関の基準に適合しているか否かの判断は、第三者管理協議会の構成員が、それぞれ、特定機関の基準のうちその所掌に係るものについて確認を行い、各構成員がその結果を内閣府地方創生推進事務局に集約して行うものとする。
- 3 第三者管理協議会は、特定機関が不正な手段により第 1 項の確認を受けたことが判明したとき、又は特定機関が特定機関の基準に適合しなくなったと認めるときは、直ちに、その旨を、当該機関及び名古屋出入国在留管理局へ通知する。

第 4 特定機関からの報告の受領及び聴取

- 1 第三者管理協議会は、本事業の適正かつ確実な実施のために必要である場合には、特定機関に対し、指針第 6 第 1 項から第 4 項まで及び第 7 第 4 項の規定に基づく報告のほか、本事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めるものとする。
- 2 第三者管理協議会は、指針第 6 及び第 7 第 4 項の規定に定めるところにより、特定機関から報告があったときは、これを受領し、当該報告の内容について第三者管理協議会の構成員に送付する。

第 5 特定機関の監査

- 1 第三者管理協議会は、特定機関に対し、次に掲げる事項について、少なくとも 1 年に 1 回、外国人家事支援人材を直接雇用している本社又は直営事業所において、監査を行う。
 - (1) 適正な家事支援活動の提供に関すること。
 - (2) 適正な労働条件の確保（指針第 4 第 3 項の規定による同等の家事支援活動に日本人が従事する場合の報酬と同等額以上の報酬の確保を含む。）に関すること。
 - (3) 安全衛生の確保に関すること。
 - (4) 雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入に関すること。
 - (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）の遵守に関すること。
 - (6) その他、第三者管理協議会が必要と認めること。
- 2 前項のほか、第三者管理協議会は、第 4 の報告内容等により必要と判断した場合には、特定機関に対し、外国人家事支援人材を直接雇用している本社又は直営事業所において、監査を行うものとする。
- 3 第三者管理協議会は、前 2 項の規定による監査を行う際は、特定機関に対し、監査

に係る事項について、書面の提示その他適切な方法による説明を求めるものとする。

- 4 第三者管理協議会は、第1項及び第2項の規定による監査において、本事業の適正かつ確実な実施のために必要と認める場合には、期限を定め、特定機関に対し是正のための措置を講ずることを求めるものとする。

第6 外国人家事支援人材の保護

第三者管理協議会は、関係自治体において母国語等により外国人家事支援人材の仕事、生活等に関する苦情及び相談を受ける窓口を設け、外国人家事支援人材が仕事や日常生活において著しい不便を生じないようにするとともに、特定機関又は利用世帯（指針第2第3項に規定する利用世帯をいう。）において外国人家事支援人材が不当に扱われた場合等には、第5第4項の規定に基づき、特定機関に対し是正のための必要な措置を講じるよう求めるものとする。

第7 外国人家事支援人材の雇用の継続が不可能となった場合の措置

第三者管理協議会は、外国人家事支援人材を雇用する特定機関が特定機関の基準に適合しなくなった場合その他特定機関に起因する理由によって外国人家事支援人材の雇用の継続が不可能となった場合において、外国人家事支援人材本人に責がなく、かつ、本人が継続して本事業による在留を希望するときは、指針第10の規定に基づき特定機関に対し当該外国人家事支援人材を受け入れる新たな特定機関を確保するよう求めるとともに、第三者管理協議会として当該外国人家事支援人材を受け入れる新たな特定機関を確保するよう努めるものとする。

第8 特定機関からの申請及び報告

第三者管理協議会が指針に基づき受理する申請及び受領する報告、又は発出する通知は、次の様式によるものとする。

- ・ 特定機関確認申請書 … 様式第1号
- ・ 役員名簿 … 様式第1号（別紙1）
- ・ 外国人家事支援人材の受入れに関与する特定機関以外の機関 … 様式第1号（別紙2）
- ・ 出入国又は労働法令に関する不正又は著しく不当な行為 … 様式第1号（別紙3）
- ・ 利用状況報告書（毎月） … 様式第2号
- ・ 実施状況報告書（3月に1回） … 様式第3号
- ・ 特定機関基準適合通知書 … 様式第4号
- ・ 特定機関基準不適合通知書 … 様式第5号
- ・ 外国人家事支援人材受入報告書 … 様式第6号
- ・ 雇用する外国人家事支援人材 … 様式第6号（別紙）
- ・ 外国人家事支援人材退職等報告書 … 様式第7号
- ・ 退職した外国人家事支援人材 … 様式第7号（別紙）
- ・ 外国人家事支援人材の雇用継続不可事由発生報告書 … 様式第8号
- ・ 日本語能力特例特定機関の確認申請書 … 様式第9号*
- ・ 日本語能力特例特定機関の条件適合通知書 … 様式第10号*

- 日本語能力特例特定機関の条件不適合通知書 … 様式第 11 号[※]
- 監査結果の通知書 … 様式第 12 号
- 稼働率報告書 … 様式第 13 号

※ 家事支援活動を行うために必要な日本語能力の特例が認められる特定機関（「日本語能力特例特定機関」）の条件の確認等に関する様式。